

奥州市監査委員告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年8月16日

奥州市監査委員 及 川 新 太
奥州市監査委員 松 本 富二朗
奥州市監査委員 及 川 梅 男

1 監査の概要

(1) 監査の対象とした部課等(機関)名、監査実施期日

部課等(機関)名	実施期日
会計課	予備監査 平成23年6月24日 本監査 平成23年6月27日
水道部経営課、工務課、水沢分室、江刺分室、前沢分室及び衣川分室	予備監査 平成23年6月20日から22日まで 本監査 平成23年7月5日

(2) 監査の対象とした事項及び範囲

平成22年度(平成22年4月1日から平成23年5月31日まで)における財務等に関する事務の執行

(3) 監査の目的及び着眼点

平成22年度に執行された財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等(機関)名	監査の結果
会計課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水道部 経営課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
工務課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢分室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
江刺分室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢分室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川分室	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。